

低気圧と前線による大雨（令和6年9月21日からの大雨）における
賃貸型応急住宅に係る事務処理要領

第1 目的

この要領は、「低気圧と前線による大雨（令和6年9月21日からの大雨）における賃貸型応急住宅実施要綱」（令和6年10月17日施行）を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

第2 入居申込み

(1) 賃貸型応急住宅に入居を希望する被災者は、「石川県賃貸型応急住宅入居申込書」（様式第1号）（以下、「申込書」という。）に必要書類を添付し、当該災害時に居住していた市町に提出する。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(2) 必要書類

① 必要書類は、次のとおりとする。

ア 「入居希望物件概要書」（様式第1号の2）

イ 「同意書」（様式第3号）

ウ 「誓約書」（様式第4号）

エ 「住民票」（謄本）

オ 令和6年9月21日時点で居住していた住宅の「り災証明書」

※ 実施要綱第6条(1)①、②又は⑥に該当する場合

カ 「申出書」（様式第5号）

※ 実施要綱第6条(1)②、③、④、⑤、⑥又は⑦に該当する場合

キ 「臭気確認書」（様式第5号の2）

※ 実施要綱第6条(1)②ウに該当する場合

ク 市町受付済の「災害救助法の住宅の応急修理申込書」

※ 実施要綱第6条(1)⑥に該当する場合

ケ その他県が必要と認める書類

② 賃貸型応急住宅の貸主の所在地が遠方であり、早期に「同意書」（様式第3号）の作成ができない場合にあっては、「誓約書」（様式第3号の2）を提出する。

③ 貸主は、契約の締結及び履行に関する一切の権限、契約代金の請求及び受領に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、「委任状」（様式第6号）を提出する。

④ 災害時に応急仮設住宅に居住しており、令和6年1月1日時点で居住していた住宅が半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）以上の被害を受けた場合は、当該住宅の「り災証明書等」を提出する。

第3 申込書等の受付及び入居者の決定

(1) 市町長は、申込者から申込書の提出があったときは、当該申込書及び添付書類（以下、「申込書等」という。）の記載内容を確認し、申込書等を県に送付する。

(2) 石川県知事（以下、「県知事」という。）は、申込書等の内容を審査し、適当と認める場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定する。

- (3) 県知事は、賃貸型応急住宅への入居を決定した場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居決定通知書」（様式第2号）を申込者が被災時に居住していた市町を經由して、申込者に送付する。
- (4) 県知事は、申込書等の内容を審査し、第3(2)に該当しないことが判明した場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」（様式第7号）を申込者が被災時に居住していた市町を經由して、申込者に送付する。

第4 賃貸型応急住宅の契約

仲介業者は、必要事項を記載した契約書を3通作成し、名義人がそれぞれ記名押印のうえ、1通ずつ保管する。

第5 家賃等の支払

家賃等の支払について、次のとおり定める。

- (1) 市町長は、貸主からの請求に基づき、原則として、初回支払分（退去修繕負担金等を含む。）は契約成立の翌月末までに、第2回支払分は、当月分を当月末までに、第3回支払分以降は当月分を前月末までに支払う。ただし、4月分については当月末までに支払う。
- (2) 1か月に満たない月の家賃等は、市町長が負担する各経費を日割り計算し、合算した額をその月の家賃等とする。ただし、貸主が別で定める場合はその支払方法に準ずる。

第6 入居決定の取消し

- (1) 県知事は、入居者が下記第7の責務又は第8の善管注意義務に違反した場合は、第3(2)の入居決定を取り消すことができる。
- (2) 県知事は、入居者が次に掲げる事項に該当した場合は、第3(2)の入居決定を取り消すことができる。
- ① 入居者が対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなったとき
 - ② 偽りその他不正な手段により入居の決定を受けたとき
 - ③ 法令等に違反したとき
 - ④ 賃貸型応急住宅の使用に関する県知事又は市町長からの指導に従わなかったとき
 - ⑤ 入居者が賃貸型応急住宅の賃貸借契約書の条項を遵守しないこと等により、当該契約を解約することとなったとき
 - ⑥ 入居者が賃貸型応急住宅を居住以外の用途に使用したとき
- (3) 県知事は、第6(1)又は(2)の取消しをした場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居決定取消通知書」（様式第10号）により申請書に通知する。

第7 入居者の責務

入居者は、賃貸型応急住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内に工作物を設置すること
- (2) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- (3) 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
- (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- (5) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと

- (6) 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の同居又は暴力団員に対し本物件を使用させること
- (8) 貸主の承諾なしに、犬、猫等の動物を飼育すること
- (9) 貸主の承諾なしに、階段・廊下等共用部分の物品の設置又は看板・ポスター等の広告物の掲示をすること
- (10) 貸主、県知事及び市町長への通知なしに、申込書に記載した者以外の同居、本物件の使用又は入居者の変更（一部退去を含む）をすること

第8 入居者の善管注意義務

- (1) 入居者は、賃貸型応急住宅を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 入居者は、特に賃貸型応急住宅の火災発生防止に留意するものとする。
- (3) 入居者は、貸主が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとし、貸主が本物件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。
- (4) 入居者は、貸主より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管し、かつ、使用しなければならない。
- (5) 入居者は、貸主より貸与された鍵を紛失又は破損したときは、直ちに貸主に連絡のうえ、貸主が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は、入居者の負担とする。
- (6) 入居者は、貸主の承諾なく貸主より貸与された鍵の追加設置、交換及び複製をしてはならない。
- (7) 賃貸型応急住宅に破損箇所が生じたときは、入居者は、貸主に速やかに届け出て貸主の確認を得るものとし、その届出が遅延したことにより貸主に損害が生じたときは、これを賠償する。

第9 変更について

- (1) 入居者は、要綱第6(1)の要件又は入居者に変更が生じた場合は、速やかに「石川県賃貸型応急住宅変更届」（様式第9号）（以下、「変更届」という。）を当該災害時に居住していた市町に提出しなければならない。
- (2) 市町長は、入居者から変更届の提出があったときは、当該変更届及び添付書類（以下、「変更届等」という。）の記載内容を確認し、変更届等を県に送付する。

第10 供与期間延長手続き

供与期間の延長手続きについて、次のとおり定める。

- (1) 県知事は、被災地の復旧状況などを総合的に勘案したうえで供与期間の延長について必要と認める場合は、国と協議を行い、同意があった場合はその旨を速やかに公表する。
- (2) 市町から延長申出書の送付があった入居者は、延長を希望する場合、当該延長申出書を記載のうえ、必要書類を添付し、市町に提出する。
- (3) 市町長は、延長申出書及び添付書類（以下、「延長申出書等」という。）の提出があったときは、その内容を確認し、県に送付する。
- (4) 県知事は、延長申出書等の内容を審査のうえ、適当と認める場合は、市町を経由して、延長可能となる旨を入居者に通知する。
- (5) 県知事は、延長申出書等の内容を審査のうえ、不適当と認める場合は、市町を経由して、供与終了となる旨を入居者に通知する。
- (6) 県知事は、仲介業者を経由して、延長可能となる旨の通知を行った入居者が居住する賃貸型応急住宅

の貸主に、再契約の意向を確認する。

- (7) 県知事は、前項に定める意向確認において、再契約の意向があると確認した後、仲介業者を經由して、再契約書を貸主に送付する。
- (8) 仲介業者は、必要事項を記載した再契約書を3通作成し、名義人がそれぞれ記名押印のうえ、1通ずつ保管する。

第11 退去

- (1) 入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに「石川県賃貸型応急住宅退去届」（様式第8号）（以下、「退去届」という。）を当該災害時に居住していた市町に提出しなければならない。
- (2) 市町長は、入居者から退去届の提出があったときは、当該退去届の記載内容を確認し、県知事に送付する。

附 則

この要領は、令和6年10月17日から施行し、令和6年9月21日から適用する。

この要領は、令和6年11月5日から施行する。

この要領は、令和7年3月12日から施行する。

この要領は、令和8年3月11日から施行する。